

衆第二百一回国会 経済産業委員会議録 第八号

令和二年四月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長	富田 茂之君	理事	大岡 敏幸君	理事	神山 佐市君
理事	小林 腐之君	理事	神山 佐市君	政府参考人	政府特別補佐人 (公正取引委員会委員長)
理事	武藤 容治君	理事	鈴木 淳司君	内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤン	内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤン
理事	山岡 達丸君	理事	田嶋 長谷川周夫君	内閣府地方創生推進室次長	内閣府地方創生推進室次長
理事	畦元 將吾君	理事	鶴淵 要君	政府参考人	政府参考人
石崎 安藤	高夫君	理事	洋子君	金融庁総合政策局参事官	金融庁総合政策局参事官
神田 神田	裕君	政府参考人	昭政君	齊藤 高島	総務省大臣官房審議官
國場 幸之助君	泰君	消費者厅審議官	昌平君	竜祐君	総務省大臣官房審議官
辻 清人君	健一君	政府参考人	正大君	竜祐君	政府参考人
野中 厚君	穂坂 厚君	外務省大臣官房参事官	新君	源二君	内閣官房審議官
和田 義明君	和田 義明君	政府参考人	二宮 清治君	森 源二君	内閣官房審議官
落合 貴之君	落合 貴之君	内閣官房審議官	高村 正大君	高島 竜祐君	内閣官房審議官
齊木 武志君	齊木 武志君	政府参考人	石川 星野	竜祐君	内閣官房審議官
宮川 伸君	宮川 伸君	外務省大臣官房参事官	岡下 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
中野 洋昌君	中野 洋昌君	政府参考人	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
足立 康史君	足立 康史君	内閣官房審議官	福田 昭政君	竜祐君	内閣官房審議官
経済産業大臣	経済産業大臣	内閣官房審議官	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
内閣府副大臣	内閣府副大臣	内閣官房審議官	正大君	竜祐君	内閣官房審議官
財務副大臣	財務副大臣	内閣官房審議官	新君	竜祐君	内閣官房審議官
厚生労働副大臣	厚生労働副大臣	内閣官房審議官	二宮 清治君	竜祐君	内閣官房審議官
経済産業副大臣	経済産業副大臣	内閣官房審議官	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
内閣府大臣政務官	内閣府大臣政務官	内閣官房審議官	正大君	竜祐君	内閣官房審議官
経済産業大臣政務官	経済産業大臣政務官	内閣官房審議官	新君	竜祐君	内閣官房審議官
国土交通大臣政務官	国土交通大臣政務官	内閣官房審議官	二宮 清治君	竜祐君	内閣官房審議官
佐々木 紀君	佐々木 紀君	内閣官房審議官	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
中野 洋昌君	中野 洋昌君	内閣官房審議官	正大君	竜祐君	内閣官房審議官
榎山 弘志君	榎山 弘志君	内閣官房審議官	新君	竜祐君	内閣官房審議官
橋本 一郎君	橋本 一郎君	内閣官房審議官	二宮 清治君	竜祐君	内閣官房審議官
遠山 宮下	遠山 宮下	内閣官房審議官	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
稻津 遠山	稻津 遠山	内閣官房審議官	正大君	竜祐君	内閣官房審議官
神田 稲津	神田 稲津	内閣官房審議官	新君	竜祐君	内閣官房審議官
佐々木 久君	佐々木 久君	内閣官房審議官	二宮 清治君	竜祐君	内閣官房審議官
中野 岳君	中野 岳君	内閣官房審議官	高村 正大君	竜祐君	内閣官房審議官
洋平君 憲次君	洋平君 憲次君	内閣官房審議官	正大君	竜祐君	内閣官房審議官
川上 光男君	川上 光男君	内閣官房審議官	新君	竜祐君	内閣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官河本健一君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君及び国土交通省航空局安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存しますが、御異議ありませんか。
〔内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤンペーン準備室次長〕
〔内閣府地方創生推進室次長〕
〔内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤンペーン準備室次長〕
〔内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤンペーン準備室次長〕

〔内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キヤンペーン準備室次長〕

インというものを四月十日に作成し公表をいたしましたところであります。このガイドラインは、安全性の観点から水素燃料電池ローンが満たすべき事項の明確化などを図るものであります。今後、ローンにおける水素利用の拡大にも資するものと考えております。

引き続き、水素社会の実現やローンの利活用拡大などの政策課題に対し、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、室蘭市を始めとしたこうした先進的な取組に我々経産省としてもしっかりと寄り添いながら、一緒にやっていきたいと思っております。

○山岡委員 ありがとうございます。

最後、法案担当ということで、松本副大臣にも御答弁をいただきました。非常に期待も寄せていたとき、課題もおっしゃっていただきて、感謝であります。

高圧ガスのお話がありましたが、このことを所管するのも経産省でありますので、さまざまな規制、安全の中での規制もあるわけでありますけれども、地域からの期待の声もあるということをぜひ御理解もいただいて、ぜひ前向きな対応もいろいろ研究していただきたいと思っております。

きょうは、法案の質疑もまださまざまあつたんですけれども、附帯決議もつけさせていただく中で、私たち、また、さまざまな議会としての考え方を述べさせていただくことになろうかと思いますので、私の持ち時間での質疑はここまでとさせていただきたいと思いますが、ぜひ、この最新の技術というのが地域、地方にとって本当にさまざま課題解決につながるという期待を寄せていくとともに、その導入には政策的な支援をやっていかないと、民間ベースで、ビジネスベースでやっていらっしゃる方には普及しないといつて実態も踏まえながら、引き続きいろいろな点について私も問題提起していきますので、ぜひ御指導賜ればと思います。

きょうは、質問の機会をいただきましてありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

○藤田委員長 よろしくお願ひいたします。

○浅野委員 本日は、時間が約二十分と限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、マスク、人工呼吸器の国内生産能

力の強化策について、一昨日の議論の続きをさせていただきたいと思います。

まず初めに、マスク製造装置の調達上の課題について、前回は価格ですか納期といった議論がございましたが、今どういった現状になつていて、いかが、答弁を求めたいと思ひます。

○藤田政府参考人 まず初めて、マスク製造装置の価格につきましては、さまざまさらつきがあるところでございますが、中国等の海外の製造メーカーによる価格はおおむね二千万円から三千万円程度、国内メーカーによる

マスクの製造装置の価格につきましては、さ

ま月から設備投資支援を行っております。

マスクの製造装置の価格につきましては、さ

ま月から設備投資支援を行つております。

○浅野委員 さまたちが、マスク供給の不足が見

られる中、国内の生産能力拡大ということです

べくだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 上限額につきましては、一

上限額についてはある程度の融通性を持たせる

べきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 まず最初に、マスク

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思います。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対

する補助率を三分の二から四分の三というふうに

して、一定の負担をお願いするということなん

ですけれども、これはちょっと見方を変えると、

人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今

回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世

界じゅうにありますから、需要が世界的に今より

多くなつていて、国内の製造

装置を買わざるを得ない場合ですか、いろいろ

なケースが考えられます。

○梶山国務大臣 上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思ひますので、その点に関し

て、まずは御答弁いただきたいと思ひます。

○浅野委員 続いての質問に移ります。

この補助率が現状の状態でもさまざまな問合せが来ているということなんですが、このマスクの製造装置の導入に対しでは、あらゆるメーカーが簡単に導入できるものではないということなんですね。今、あくまでも、増産要請をしているのは、これまでマスクを製造してきたメーカーに対するさらなる増産の要請をしていましたけれども、全くマスクをつくったことのない企業が、クリーンルームですか設備に余裕があるので協力したいという場合には、なかなかこれは簡単にマスク生産を開始できないような状況にあるというふうに伺っています。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

マスクや人工呼吸器に関しまして、供給体制を速やかに確保するということで、国内の既存企業による増産や輸入の拡大について働きかけを行っておりますが、今先生御指摘のように、それに加えまして、異業種からの協力を得ることも重要なふうに思つております。

一方で、今、これもまた御指摘ございましたように、異業種の方がいきなり生産にかかるということはかなり難しいということも事実でございます。そのため、マスクの設備投資補助金に関しましては、初めて参画する事業者については、マスクの生産経験のある事業者と連携して材料の調達、販路の確保が可能ということを確認させていただいた上で申請をしていただくということで、これまでの十三件のうち三件については、こうした事業者間連携ということで新たな事業者の方に入ってきていただいている、こういう案件になってございます。

また、人工呼吸器に関しましても、設備投資支援や医療機器メーカー等他業種の連携促進を行つております。また、厚労省においても審査プロ

セスの迅速化ということに取り組んでいたいております。今後とも、厚労省等と連携しまして、異業種を含む企業の協力、連携を促していくということについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野委員 ゼひお願ひします。

そこで、マスク、人工呼吸器の製造に初めて参加する企業に、より参加しやすくするためにどういった対応をすべきなのか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

マスクや人工呼吸器に関する限り今、マスク、人工呼吸器や消毒薬、あらゆる医療関連物資を壁ができるだけ取り除く努力と、そして、今おっしゃついていたような、より多くの企業がこの輪の中に入つてきやすいように、例えば、今、既に生産経験のある企業と未経験の企業が連携をする必要があるということをおっしゃつていましたけれども、この連携をする部分はあくまでも企業間同士の自主努力になつていますので、そこをいかに円滑に政府が後押しできるのか、この部分については、ぜひさらなる検討をお願いしたいと思います。

では、続いての質問なんですが、特定デジタルプラットフォーム関連の質問に移らせていただきたいと思います。

こちらも一昨日の議論の続きになりますけれども、私として前回も主張させていただきましたことは、初めて参画する事業者については、マスクが、スタートアップしたばかりの比較的のネットワーク効果の小さなデジタルプラットフォーム事務の創意工夫、イノベーションを阻害しないことは確かに重要であります。その一方で、業界におけるロックイン効果が働いているというのが取引上の懸念を生んでいる大きな理由であるというふうに考えてございます。

おいて透明性や公正性を持つ取引環境を実現することもあわせて重要な点だと思っております。しかも、この二つというのは、決して相反するものではない、両立可能なものであると思つております。

そのためには、この法律の中でも規

定されておりますが、情報開示と手続、体制の整

備、この部分については、特定デジタルプラット

フォーム事業者のみならず、この業界に参入する

委員御指摘のとおり、取引の透明性や公正性がデ

ジタルプラットフォーム市場全体として向上する

ことそのものは大変重要なと考えております。

したがいまして、法案では、特定デジタルプ

ラットフォーム事業者の取引の透明化、公正化に向けた取組を強化することとしておりますけれども、その中で、そうした事業者の積極的な取組をいわばベストプラクティスとして評価をし、公表することも予定をしております。

そうした取組、ベストプラクティスを参考としながら、先ほど申し上げました、直接的に罰則つ

きの規律のよくなきものの対象にならないような小

規模なデジタルプラットフォーム事業者も含め

て、自発的に取引の透明化や公正化のための取引

が行われるようになることは大変望ましいことだ

といふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 私も、それほど大きな違いがあるとは思つておりません。言いたいのは、ベストプラクティスを横展開していくというのはいいと思いまます。ただ、このデジタルプラットフォーム業界に参入する段階で、その参入する事業者がどういふことを守らなければいけないのかというところ、規律をつくるというと罰則もあわせてついてしまうようなものなのであれば、例えば行動規範でいうと、規律をつくるというと罰則もあわせてついてしまうようなものなのであれば、例えば行動規範ですとかそういうふた指針になるような部分について、ぜひ政府の方からも事業者に周知徹底をしておいていただきたいと思いますので、この件はここまでにして、次の質問に移りたいと思います。

時間も少なくなつてまいりましたので、特定高

度情報通信技術活用システムの法律の方について

質問させていただきます。

したがいまして、本法案では、いわゆる特定デジタルプラットフォーム事業者として指定するに当たりましての条件については、今申し上げまし

たような、規模ですかあるいは利用の集中の度

で確認をさせていただくつもりだつたんではけ

ども、時間がないので、ちょっとこちらで調べた

ことを申し上げますと、この5Gの基地局整備の必要性が最初にうたわれたのは、昨年、令和元年六月に閣議決定がされた成長戦略ですとか、まち・ひと・しごと創生基本方針、あるいは世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、こういった計画の中で、5Gの基地局整備の支援というのが初めて盛り込まれたそうであります。去年の六月の話です。

私が言いたいのは、当初から言ってきていましたけれども、これだけ5G技術に対する期待が膨らむ中で、余りにも着手が遅過ぎるのではないか。これはもう過ぎた話なので取り戻すことができませんが、ぜひ、次を見据えた、環境整備のみならず技術開発といったところにも軸足を重く置いてほしいということです。

最後の質問なので簡潔に答弁をいただきたいですが、特にドローン技術。国内メーカーが海外メーカーに非常に劣後しているような環境の中、どうやって育成、そしてドローンシステムの普及に取り組んでいくのか。最後に政府の答弁を求めて、終わりたいと思います。

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。

ドローンの民需市場でございますけれども、これまで主にホビー用途の小型機体が中心でございまして、現時点では中国メーカーが高いシェアを占めているという状況でございます。他方、日本のメーカーは、ベンチャーや企業を含めまして主に産業用途の中型・大型のドローンを製造販売しているという状況でございます。

こうした産業用途のドローンの市場でございますが、まだ黎明期でございますけれども、今後、インフラの点検それから物資輸送などのニーズにより、拡大が見込まれているというふうに思っております。また、産業用途のドローンでは、機体の安全性それから信頼性、用途に応じたきめ細やかなカスタマイズそれからアフターサービスが重視されるために、日本のメーカーにも一定の強みがあるというふうに期待をしております。

今後の普及拡大の観点からは、利用環境の整備

が重要でございます。政府としましては、二〇二二年度までにレベル4、すなわち、ドローンが第三者上空を操縦者の目視外で飛行可能な社会を実現するということを目標として掲げております。そのためのロードマップを取りまとめております。

経済産業省といたしましては、本法案の支援スケール、それから予算を通じた支援によりまして、産業用途の安全、安心なドローンの開発供給及び利活用を促進するとともに、ドローンの運航管理システムの技術開発や制度構築など利用環境の整備を進めまして、成長が期待される産業用途のドローン市場におきまして日本のドローン産業の拡大を後押ししてまいりたいと思っておりま

あるということでおよそいいでしょうか。
○梶山国務大臣 既存の債務に関して、しつかりと考慮をしていくことは重要なことであります。
○落合委員 きょうは金融副大臣にもお越しいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。
既存の債務の繰延べにつきましては、先日私は、決算行政監視委員会で麻生大臣に伺つたんです
が、かつての中小企業円滑化法、モラトリアム法をつくるなくとも通達等で対応ができるんだ
いう大臣の答弁だったんですが、これは、法律じ
ゃなくとも通達ができるという根拠について伺
えればと思います。

このように、今回の要請が事業者の資金繰りを支援するという観点では、中小企業円滑化法と同様の対応がとれる内容となつてはいるというふうに考えております。

また、金融庁において、金融機関による事業者の資金繰り支援の仕組みを当面の検査監督の最重要事項として、三月六日の要請内容を実効性のあるものにするために頑張ってまいりたいということで、これに加えまして、三月二十四日、四月七日にも、条件変更の柔軟な対応を金融機関に求めるとべく追加で要請を行つておりますし、四月八日には総理から、官民の金融機関の代表者の皆様に対しても、事業者の方々が事業を継続していくための力強い支援を迅速かつ柔軟に行つていただくよう要請いただいたところであります。

いざしてこして、企業の皆さんの資金ニーズを

○浅野委員 ありがとうございました。それで終わりますが、ぜひ、ドローンはまだ安全性、信頼性も含めて開発途上であることを踏まえていくかが、えながら、この国の指針にどう適用させていくかというのを十分に御検討いただきたいと思います。

○富田委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でござります。

本日は、まず、現下の経済対策における金融の重要性について伺えればと思います。

緊急事態を全国に拡大させることで発表がされました。今言われているのが、需要の蒸発という言葉が使われ始めています。自粛や休業要請を政府、自治体が行うことでの、いきなり事業者の収入がなくなってしまうというような事態でございます。

中小企業、小規模事業者の既存の債務、これも、いきなり需要が蒸発したことで返済が難しくなるということが多発しているわけですが、今までの大蔵の答弁を伺つても、既存の債務の繰延化、これは、よりやりやすくするということの要性が高まっているというふうに大臣もお考えであります。

消費者法でありますけれども、当時、金融機関にいたしまして、中小企業等から申込みがあつた場合に、は、できる限り貸付条件の変更など適切な措置をして、条件変更等の取組状況について報告を求め、その状況を公表するということを内容とするものでございました。

経緯としては、その前に、平成二十年十一月に金融機関への要請文があつたわけですけれども、やはりもつと実効性を高めなきやいけないということでこの法律ができたというふうに認識をしております。特にそこの実効性というところでは、条件変更等の取組状況について報告を求める、これが重要であったというふうに思っています。

そういうことを踏まえまして、三月六日の麻生大臣から金融機関への要請では、金融機関に対しまして、既往債務について、返済猶予等の条件変更に迅速かつ柔軟に対応すること、また、新規規制資金について、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応することを要請するとともに、今申し上げましたのが、金融庁が、銀行法第二十四条等によつて、融機関による条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表するということを内容とした要請となつております。

○落合委員 立法には時間がかかりますから、要請、あと通達を出す、ということは有効であるとは思いますが、

十年前、このモラトリアイム法案をつくったときの経緯を先輩方に聞いたんですが、やはりそれで、同じように通達とか要請でやつていたけれどもなかなか進まなかつた、なので立法作業をしたということです。

これは報告等を求めていますけれども、例えば債務の返済の繰延べをすると、債務の区分がちょっとと下がつてしまします。要は、金融機関にとつては不良債権がふえていくということで、金融機関にはデメリットが発生するわけです。それを、中小企業円滑化法によつて、不良債権化させない、債務の区分を動かさない、そういうたつ措置をしたことで、金融機関が、じや、いいですよとういうふうにどんどんどんどん返済の猶予を行つようになつたというような経緯があるわけでございまます。

これは、一ヵ月後、二ヵ月後には必ずこういつた法律が必要になるということを私も述べさせてま

卷之三

104

卷之三